

2020年8月6日

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「令和2年度NHK交響楽団の助成金について」として、「NHK予算が厳しい状況にあり、関連団体の合理化や見直しを求められている中、毎年14億円で固定されてきたN響への助成金だけが、3億円(約21%)増額17億円交付された。①増額された理由と②その算出方法を公開してほしい。」に係る文書開示の求めがあった。

この求めに対してNHKは、該当する文書として、「2020年度 予算要求」、および「日本放送協会令和2年度収支予算、事業計画及び資金計画に関する資料」のうち、該当するページである「9. NHK交響楽団、NHK学園等に対する助成」の2文書を特定した。

ただし、「2020年度 予算要求」のうち、内訳に係る部分については、予算編成管理の手法等に関する情報であって、開示することにより、NHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、NHK情報公開規程第8条1項1号に該当し、開示することができないとした。

なお、2020年度の助成額については、近年の世界的な音楽芸能に関する契約料の上昇や物価の高騰、社会環境の変化に伴い、厳しい財政状況が続いていること等も勘案し、17億円としたことを情報提供した。

これに対して視聴者より、再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は、NHKの経理事務のうち、予算編成管理の手法等に関する情報であって、開示することにより、NHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、NHK情報公開規程第8条1項1号に該当し、開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書のうち、不開示部分は、NHKの経理事務の中でも、予算編成管理のノウハウ等を記載した情報にあたりと認められる。開示することにより、NHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、NHK情報公開規程第8条1項1号に該当すると認められ、一部開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

2020年8月6日（第289回審議委員会）

第818号諮問、審議、答申